

## 税務調査対応の注意点

コロナ期間中は控えられていた税務調査ですが、今年に入って当事務所でも4件の調査連絡があり、コロナ前の状態に戻ってきたといえます。まだ、一度も税務調査に入られたことの無い方にとっては不安な点も多いと思います。実際に税務調査がどのような流れで行われるのか、ポイントをお伝えします。

### 1. 税務署からの連絡

基本的には委任を受けている税理士宛に連絡が来て、それから日程調整を行います。早ければ1~2週間後の日程を指定してくることもあります。特に従う必要はなく、こちらの準備期間とお客様の日程を考慮し1~2か月後に決定することが多いです。

(税務調査の実施や税金の滞納などを語るメールが見られますが、税務署からそのようなメールが送られることはありませんので、ご注意ください!)

### 2. 事前確認

調査対象期間は通常3年間で、個人の場合は1日、法人の場合は2日間実地調査が行われます。事前に3期分の資料を準備し、不足が無いかを確認します。

調査場所は診療所で行いますが、スペースを確保できない場合には事前にご相談ください。

### 3. 調査当日

院長は通常通り診療していただいて結構です。調査対応は我々で対応いたします。

院長への質問は、お昼休みにまとめて行います。当日に結果が出ることはなく、調査終了後も税務署内で調査が継続されます。

### 4. 調査のポイント

収入に関しては窓口現金の取り扱いや自費の計上漏れがないか、経費については個人的な支出が混入していないか等を特に確認されます。交際費が多い場合には、相手先をきちんと明示する必要がありますので、普段から領収書等に相手先をメモするようにしてください。

### 5. 調査終了

修正事項があり、その内容に同意した場合には、修正申告をして追加の税額を納付します。

税務署内部の決済に時間がかかるため、通常でも1~2か月以上はかかります。

すべて終了いたしましたら、弊社立会料と修正申告報酬をご請求させていただきます。

## 年末年始休業のお知らせ

年末年始休業期間：2024年12月28日(土)~2025年1月5日(日)

1月6日(月)から通常営業いたします。皆さま良いお年をお迎え下さい!

# 歯科会計®

## 自費収入月 100 万円を目指す方法

### 目標設定

昨今の厳しい歯科医院経営においては、自費収入を増やしていくことが重要となっています。

2023年の橋本会計お客様平均の自費収入は月約250万円ですが、目標金額としては高く感じる方も多いと思われます。これは自費収入の金額が高い医院が、全体の平均を押し上げているためで、中央値（件数の半分）で見た場合には月125万円となります。つまり、半数近い医院で月の自費収入が100万円以下となっています。自費収入UPを目標とする際は、まず月100万円を目標としてみてはいかがでしょうか。

### 具体的方策 7 選

#### ①自費メニューを増やす

取り扱っている自費の種類が多い方が、患者さんにも勧めやすく自費につながりやすいです。また、医院としても治療実績を増やすことで得意なものに変えることができます。

#### ②自費の料金表を作る

院内に自費の料金表はありますか。無い場合にはすぐに作成することをおすすめします。高額な治療費に対する患者さんの不安を取り除く効果があります。

#### ③自費ノートをつける

レコーディングダイエットは記録することで「気付き」を得ます。自費収入に当てはめて考え、毎日自費収入を記録することで、必ず何か得られるものがあります。橋本会計で専用ノートがありますので、ぜひ、ご活用ください。



#### ④キャッシュレス化を進める

コロナ禍でキャッシュレス化が加速しました。自費治療は高額になるため、キャッシュレス化は必須といえます。以前は3%近かったクレジットカードの手数料も、現在は半分の1.5%まで下がっています。また、自費だけでなく、保険にもクレジットカードを利用できる医院も増えています。

クレジットカード以外にも、電子マネー、QRコード決済、デンタルローンといった各種支払方法を用意しておくことで、他院との差別化が図れます。

#### ⑤自費説明ツールの充実を図る

治療説明ソフト等、視覚的に理解できる動画を使った説明で、患者さんの理解が深まり、自費の成約率アップに繋がります。また、院内で共有することで、誰でも同じ説明ができます。

#### ⑥ホームページでアピール

ホームページ上で力を入れている自費治療や、医療機器をアピールしましょう。また、スマホ用のサイト作成も必須です。

#### ⑦最新設備を導入する

最新の医療機器を導入することで、先進的な治療をするイメージになります。患者さんだけでなく、求人募集にも効果があります。

# 資産承継

## 教育資金の非課税一括贈与 2024

子や孫の教育資金を 1500 万円まで非課税で贈与できる制度があります。この制度を利用して贈与を行うと、生前にまとまった資金を移転でき相続財産の圧縮が可能です。なお、現行は令和 8 年 3 月 31 日まで利用可能となっています。

### <利用するための手続>

- ・金融機関にて専用の教育資金口座を開設し、贈与者が口座へ入金する
- ・教育資金非課税申告書を税務署に提出（金融機関経由にて）
- ・利用者は領収書や請求書等を金融機関に提出し、資金を引き出す

### <非課税枠>

- ・学校等に直接支払われる金銭は最大 1500 万円まで
- ・塾や習い事等に支払われる金銭は最大 500 万円まで  
→合計 1500 万円まで（合計 2000 万円ではない）が非課税で一括贈与可能

※ 23 歳に達した日以降は、学校等以外に支払われるものは、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用（パソコン教室など）に限定される

### <制度における注意点>

- ・受贈者の前年の合計所得金額が 1000 万円を超える場合は非課税対象外
- ・30 歳の誕生日までに使いきれなかった残資金に対しては、贈与税が課税される
- ・学校などに在学していない 23 歳以上の者が教育資金の一括贈与を受け、贈与者が亡くなった場合には、残額が相続財産への加算対象となる
- ・亡くなった贈与者の相続財産の課税価格合計が 5 億円を超える場合は、23 歳以下でも相続財産への加算対象となる

※法定相続人以外の者が上記に該当し、相続財産に加算され課税された場合には 2 割加算の対象となる。

### <まとめ>

教育資金の贈与については、必要な時に必要な額を都度贈与する場合については以前より贈与税課税の対象外です。当該教育資金の非課税一括贈与の制度を利用すると、生前に多額の贈与をすることが可能であり相続財産の圧縮が前倒しで可能です。

ただし、贈与資金が残ったりすると課税されることもあるため、贈与を受ける者の年齢や進路などを踏まえて、実施する金額の検討が必要となります。